Face to Face

フコク生命終身保険

しんきんらいふ終身F

5年ごと利差配当付終身保険<一時払型>

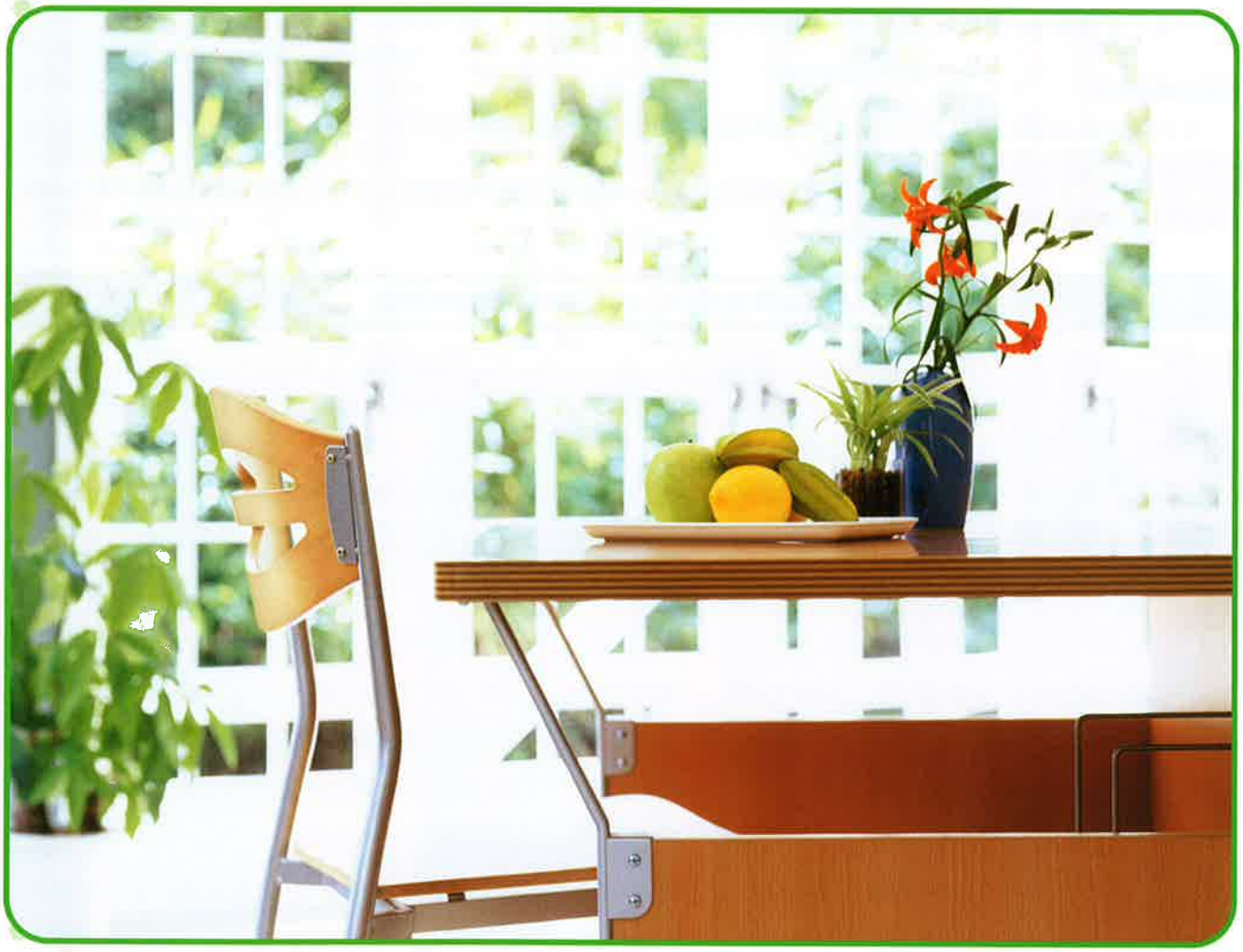

「万一の場合、大切な家族の生活を守りたい。」
しんきんらいふ終身Fは、
そんなあなたの想いを応援します。

一時払終身保険のお申込は当金庫へ。

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

1.当保険は、預金保険制度の対象ではありません。
2.当保険は預金と異なり元本の保証はありません。

引受保険会社
フコク生命

H19.4

大切な家族のために、万一の保障を生涯にわたって確保できます。

3つの特長

① 生涯の保障
終身保険ですので万一の保障が生涯続き、ご契約後何歳で死亡されても保険金が支払われます。また、一時金でのお支払に代えて年金でお支払いすることもできます。

② 相続対策として
契約者と被保険者が同一人で死亡保険金受取人が法定相続人の場合、一定の金額までが非課税となります。

③ 生活資金等の備えとして
ご解約時には、経過年月数に応じて解約払戻金をお支払いしますので、死亡保障を確保しながら老後の生活資金等を準備することができます。また、ご契約後所定の年数を経過していれば、生涯の保障に代えて年金をお支払いすることもできます。

〈ご契約例〉
- ご契約年齢／50歳男性
- 一時払保険料／300万円

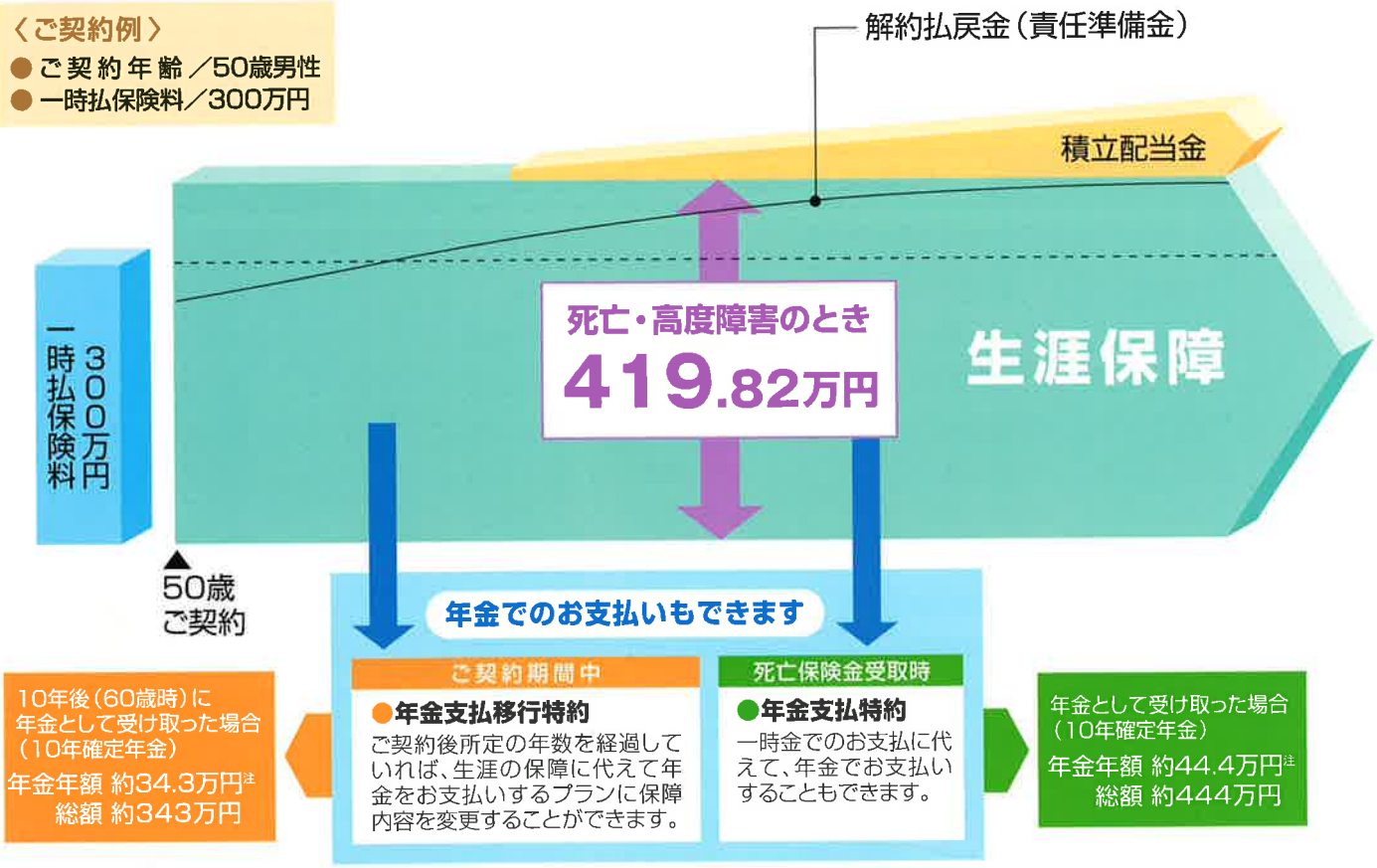

注:年金年額は、平成19年4月現在の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算しています。実際の年金年額は、年金支払移行特約については年金開始時、年金支払特約については保険金支払事由発生時における基礎率等により新たに計算されますので、経済情勢、平均寿命等の変化等により、基礎率等が変更された場合には、例示している年金年額を大きく下回る可能性があります。

保険用語のご説明

●責任準備金
将来の保険金をお支払いするために契約者から払い込まれた保険料の中から積み立てられるものをいいます。

●死亡保険金
被保険者が死亡されたときに当社から支払われるお金のことです。

●高度障害保険金
被保険者が責任開始期以後の原因によって所定の高度障害状態に該当されたときに当社から支払われるお金のことです。

●告知書扱
保険契約の引受に関する査定のために必要な健康状態等に関する質問に被保険者がご自身で告知いただく方法です。

●報状扱
保険契約の引受に関する査定のために必要な問診、検査などを保険会社指定の医師などから受けていただく方法です。
また、企業等が実施している健康診断の結果表にもとづく方法、生命保険面接士の観察報告による方法などもあります。

しんきんらいふ終身Fの取扱基準

告知書扱

契約年齢範囲	15歳～75歳
最低保険料	100万円
最高保険金額※	5,000万円 ただし、保険金額と一時払保険料の差額の上限は次のとおりとなります。

被保険者の契約年齢	保険金額と一時払保険料の差額
15歳～29歳	1,500万円
30歳～39歳	1,000万円
40歳～65歳	800万円
66歳～75歳	500万円

報状扱

契約年齢範囲	15歳～75歳	76歳～80歳
最低保険料	100万円	
最高保険金額※	15歳～19歳: 5,000万円 20歳～29歳: 20,000万円 30歳～65歳: 30,000万円 66歳～75歳: 20,000万円	20,000万円

※被保険者が既に当社の保険商品にご加入されている場合や被保険者の年齢、職業等により最高保険金額までご加入いただけないことがあります。

	保険料の単位	保険金額の単位
P建（保険料建）	100円	100円 （100円未満切捨て）
S建（保険金額建）	1円	10万円

※P建とは最初に払込保険料を定めて、それに基づき保険金額を算出することをいいます。S建とは最初に保険金額を定めて、それに基づき保険料を算出することをいいます。

※法人・個人事業主契約は取扱いいたします。

保険金額例表（一時払保険料100万円の場合）

保険金額（円）								
年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
15歳	1,998,800	2,142,500	37歳	1,601,300	1,717,000	59歳	1,280,800	1,367,500
16歳	1,979,200	2,121,700	38歳	1,584,600	1,699,400	60歳	1,268,600	1,353,400
17歳	1,959,900	2,101,100	39歳	1,568,100	1,681,900	61歳	1,256,600	1,339,500
18歳	1,940,900	2,080,700	40歳	1,551,800	1,664,500	62歳	1,244,800	1,325,800
19歳	1,922,200	2,060,500	41歳	1,535,600	1,647,300	63歳	1,233,200	1,312,200
20歳	1,903,600	2,040,300	42歳	1,519,600	1,630,200	64歳	1,221,800	1,298,800
21歳	1,885,100	2,020,200	43歳	1,503,900	1,613,300	65歳	1,210,700	1,285,600
22歳	1,866,800	2,000,300	44歳	1,488,300	1,596,600	66歳	1,199,900	1,272,700
23歳	1,848,400	1,980,500	45歳	1,473,000	1,580,100	67歳	1,189,400	1,260,000
24歳	1,830,200	1,960,700	46歳	1,457,800	1,563,700	68歳	1,179,200	1,247,400
25歳	1,812,000	1,941,200	47歳	1,442,900	1,547,600	69歳	1,169,300	1,235,100
26歳	1,793,900	1,921,700	48歳	1,428,200	1,531,600	70歳	1,159,600	1,222,900
27歳	1,775,800	1,902,400	49歳	1,413,700	1,515,800	71歳	1,150,200	1,211,000
28歳	1,757,800	1,883,200	50歳	1,399,400	1,500,300	72歳	1,141,100	1,199,300
29歳	1,739,900	1,864,100	51歳	1,385,300	1,484,900	73歳	1,132,200	1,187,900
30歳	1,722,100	1,845,200	52歳	1,371,500	1,469,700	74歳	1,123,600	1,176,800
31歳	1,704,400	1,826,500	53歳	1,357,900	1,454,700	75歳	1,115,200	1,165,900
32歳	1,686,900	1,807,800	54歳	1,344,600	1,439,900	76歳	1,107,100	1,155,300
33歳	1,669,500	1,789,400	55歳	1,331,400	1,425,200	77歳	1,099,300	1,145,000
34歳	1,652,200	1,771,000	56歳	1,318,400	1,410,600	78歳	1,091,800	1,135,000
35歳	1,635,100	1,752,900	57歳	1,305,700	1,396,100	79歳	1,084,500	1,125,300
36歳	1,618,100	1,734,900	58歳	1,293,100	1,381,700	80歳	1,077,600	1,115,900

※この例表を使った比例計算では端数処理の関係で正しい保険金額が計算できない場合があります。正しい保険金額につきましては、「保険設計書」でご確認ください。

保険金・解約払戻金の税制上の取扱いについて

●死亡保険金

契約者	被保険者	受取人	課税関係	課税対象額
A	A	相続人	相続税	死亡保険金 −（500万円 × 法定相続人数）
A	A	相続人以外	相続税	死亡保険金（非課税枠の適用なし）
A	B	A	所得税（一時所得）	{（死亡保険金 − 払込保険料総額）− 特別控除額50万円}×1/2
A	B	C	贈与税	死亡保険金 − 基礎控除額110万円

●高度障害保険金

高度障害保険金はその受取人が被保険者本人、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族が受け取った場合は、全額非課税となります。

●解約払戻金

ご解約の場合、経過年数に関わらず解約払戻金は一時所得の対象となります。

一時所得の課税対象額の計算	{（解約払戻金 − 払込保険料総額）− 特別控除額50万円}× 1/2

解約払戻金例表（一時払保険料100万円の場合）

単位:円

経過年数	40歳		50歳		60歳		70歳	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
1年	979,496	977,227	982,098	980,296	984,179	983,380	984,964	985,412
2年	990,048	987,714	992,314	990,798	993,821	993,801	993,081	995,196
3年	1,000,755	998,367	1,002,530	1,001,300	1,003,335	1,004,358	1,000,966	1,004,979
4年	1,011,618	1,009,186	1,012,745	1,011,952	1,012,850	1,014,914	1,008,852	1,014,762
5年	1,022,481	1,020,172	1,023,101	1,022,754	1,022,364	1,025,606	1,016,621	1,024,423
6年	1,033,343	1,031,157	1,033,456	1,033,556	1,031,879	1,036,298	1,024,274	1,034,084
7年	1,044,361	1,042,309	1,043,812	1,044,658	1,041,140	1,047,125	1,031,696	1,043,622
8年	1,055,534	1,053,462	1,054,168	1,055,761	1,050,400	1,057,952	1,038,885	1,053,039
9年	1,066,707	1,064,780	1,064,663	1,067,163	1,059,534	1,068,779	1,046,075	1,062,333
10年	1,077,880	1,076,099	1,075,159	1,078,565	1,068,668	1,079,607	1,052,916	1,071,382
11年	1,089,053	1,087,584	1,085,654	1,090,117	1,077,548	1,090,569	1,059,642	1,080,309
12年	1,100,381	1,099,235	1,096,289	1,101,670	1,086,429	1,101,396	1,066,020	1,089,114
13年	1,111,709	1,110,887	1,106,785	1,113,372	1,095,055	1,112,224	1,072,282	1,097,552
14年	1,123,037	1,122,705	1,117,280	1,125,074	1,103,682	1,123,051	1,078,312	1,105,868
15年	1,134,520	1,134,689	1,127,776	1,136,927	1,112,181	1,133,743	1,083,994	1,113,939
20年	1,192,247	1,196,609	1,178,854	1,196,789	1,151,888	1,185,713	1,108,809	1,149,526
25年	1,250,595	1,261,358	1,226,853	1,256,801	1,185,887	1,232,812	1,127,247	1,176,918

※この例表を使った比例計算では端数処理の関係で正しい解約払戻金額が計算できない場合があります。正しい解約払戻金額につきましては、「保険設計書」でご確認ください。

ご契約の概要

必ずお読みください

この「ご契約の概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込いただきますようお願いいたします。「ご契約の概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しております。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり－定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1.ポイント

①この商品は、あらかじめ定めた保障額を生涯にわたり確保いただける終身保険です。
②被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いします。また、被保険者が所定の高度障害状態に該当された場合は、死亡保険金と同額の高度障害保険金をお支払いします。

2.しくみ図

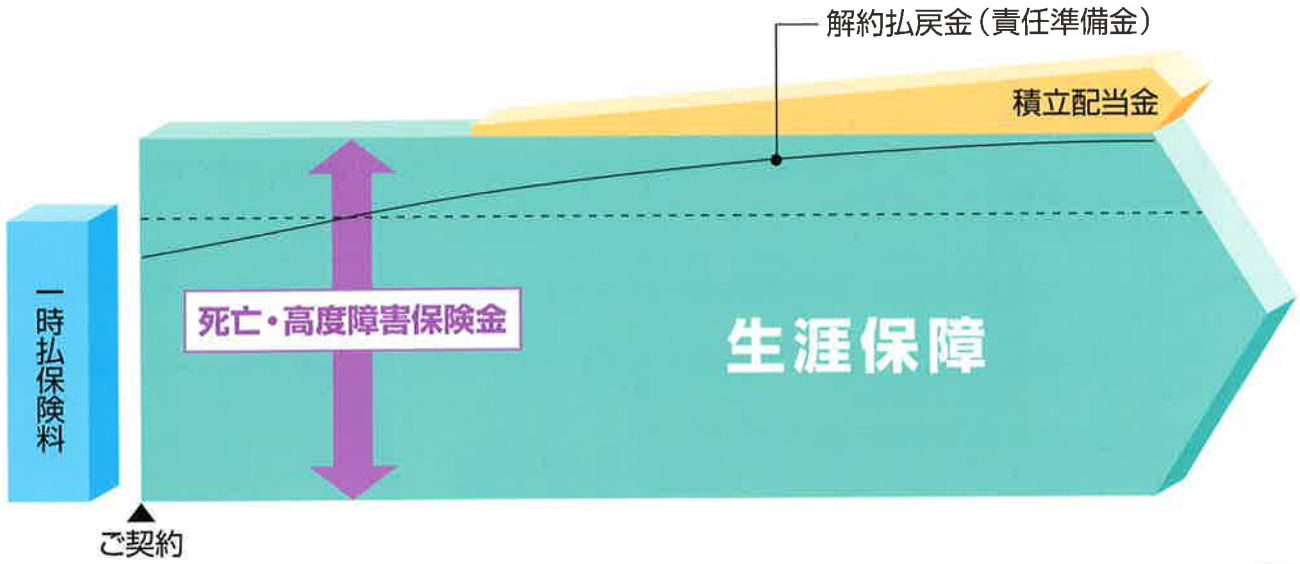

※1:この商品には、「保険料建（=P建）」と「保険金額建（=S建）」があります。
・保険料建（=P建）とは、最初にお払い込みいただく保険料の額を定め、それに基づいてご契約の保険金額を算出することをいいます。
・保険金額建（=S建）とは、最初にご契約の保険金額を定め、それに基づいてお払い込みいただく保険料を算出することをいいます。
※2:保険金額については、当パンフレットに一時払保険料100万円の場合の金額を例示しておりますのでご参照ください。

3.ご契約の取扱条件

①契約年齢範囲	15歳～80歳	
②最低保険料	100万円	
③最高保険金額※1	告知書扱	5,000万円
	報状扱	30,000万円
④保険料払込方法	一時払	
⑤保険期間	終身	
⑥付加できる特約※2	年金支払特約	被保険者が死亡された場合に、保険金を一時金でのお支払に代えて、年金でお支払いする特約です。
	年金支払移行特約	将来の終身保障に代えて、責任準備金等を原資とする年金をお支払いする特約です。

※1:被保険者が既に当社の保険に加入されている場合や被保険者の年齢、職業等により最高保険金額までご加入いただけないことがあります。
※2:年金年額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受取になる年金年額は年金支払移行特約については年金開始時、年金支払特約については保険金支払事由発生時における基礎率等に基づいて算出されます。

4.保険金のお支払

死亡保険金	被保険者が死亡されたときは、死亡保険金をお支払いします。
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期以後の原因によって所定の高度障害状態に該当されたときは、高度障害保険金をお支払いします。

※高度障害状態については、「ご契約のしおり－定款・約款」をご参照ください。

5.配当金について

①この商品では、資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後5年ごとに通算した資産の運用成果に応じて、ご契約後6年目から5年ごとに配当金をお支払いします。
②配当金は、利息をつけて積み立て、保険金や払戻金をお支払いするとき、または契約者からご請求があったときにお支払いします。
③配当金は、当社の資産運用の成果に基づいてお支払いします。したがって、運用実績によっては配当金が支払われないこともあります。

6.解約払戻金について

①解約時の払戻金は、ご契約時からの経過年数によっては、お払込保険料の合計額より少ない金額となることがあります。
②払戻金の額は、ご契約時の年齢、経過年数等により異なります。

7.生命保険に関するご相談等の窓口について

◇生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談につきましては、当社最寄りの支社または「富国生命お客さまセンター」へご連絡ください。

富国生命　お客さまセンター　TEL 0476−47−5100
［受付時間9:00～17:00　※土、日、祝日、12／30～1／3を除く］
※当社最寄りの支社の連絡先につきましては、「ご契約のしおり－定款・約款」に記載しておりますのでご参照ください。

（社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス http://www.seiho.or.jp/ ）
また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、生命保険相談所内に設置された裁定審査会が、苦情・紛争処理のための公正な機関として、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

相続財産の評価減

契約者と被保険者が同一人で死亡保険金受取人が相続人の場合、一定の金額までが非課税となります。

死亡保険金の非課税枠
500万円×法定相続人数

[生命保険金の相続税非課税枠の計算例]

相続人が妻と子（1人）の計2人で、死亡保険金1,500万円を受け取った場合

500万円×2人＝1,000万円（相続税非課税枠）
⇒1,500万円－1,000万円＝500万円 が相続税課税対象

遺産分割準備

多くの場合、死亡保険金は、受取人固有の財産となりますので、相続時の遺産分割に備えることができます。死亡保険金受取人はご契約時に1契約最大3名まで指定できます。

[家庭裁判所が新受した相続関係事件]　（単位:件）

	S40年	S60年	H10年	H17年
調停	3,439	5,141	8,708	10,130
審判	681	1,035	1,594	1,869
合計	4,120	6,176	10,302	11,999

出典:平成17年「司法統計年報（家事編）」最高裁判所事務総局

年金支払特約

保険金を、一時金でのお支払に代えて、年金でお支払いすることができます。年金支払方法は、確定年金（5・10・15年）、10年保証期間付終身年金から選択できます。（年金年額30万円以上であることが条件となります）

※年金でお支払いする場合でも、死亡保険金に対し、通常どおり課税されます。
※毎年お支払いする年金については、所得税（雑所得）の対象となります。

葬儀等の準備資金

万一の時、ご契約時に定めた死亡保険金をお支払いしますので、大切な家族のために資金を「のこす」ことができます。死亡保障は生涯継続します。

[一時払保険料300万円の場合の死亡保険金額（万円）]

	男性	女性
	保険金額	保険金額
40歳	465.54	499.35
50歳	419.82	450.09
60歳	380.58	406.02

[葬儀費用の推移（全国平均）]

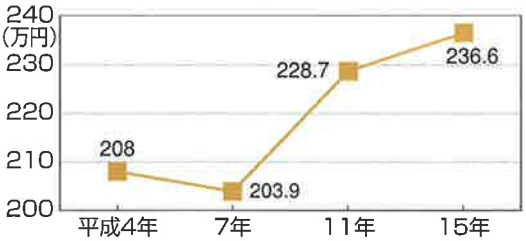

出典:日本消費者協会「葬儀についてのアンケート調査」

高度障害保険金

被保険者が責任開始期以後の原因によって所定の高度障害状態に該当されたとき、死亡保険金と同額の高度障害保険金をお支払いします。高度障害保険金は非課税※ですので、入院費や治療費に「つかう」ことができます。

※被保険者本人、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族が受け取った場合。

高度障害状態とは

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったものなど（詳しくはご契約のしおり一定款・約款をご確認ください）

年金支払移行特約

ご契約後、生涯の保障に代えて、その時の責任準備金等を元にして、年金をお支払いするプランに保障内容を変更することができます。年金支払方法は、確定年金（5・10・15年）、10年保証期間付終身年金から選択できます。（年金年額20万円以上で被保険者年齢50歳以上かつ契約日より5年以上経過していることが条件となります）

解約払戻金

ご解約時には、経過年月数に応じて解約払戻金をお支払いしますので、老後の生活資金等に充てることができます。また、ご解約の場合、経過年数にかかわらず解約払戻金は一時所得の対象となります。

[一時払保険料300万円の場合の解約払戻金（円）]

	10年後	20年後	30年後
40歳男性	3,233,640	3,576,743	3,921,708
50歳男性	3,225,477	3,536,563	3,811,965
60歳男性	3,206,005	3,455,666	3,639,105

解約払戻金は年齢・性別・保険料により異なりますので、「保険設計書」でご確認ください。

■解約払戻金について

ご契約を途中で解約された場合、解約払戻金をお支払いします。ご契約後短期間で解約された場合、払戻金はお払込保険料より少ない金額となることがあります。また、払戻金の額は経過年数などにより異なります。

■配当金について

配当金は資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後5年ごとに通算した資産の運用成果に応じて、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。なお、運用実績によっては、配当金が支払われないこともあります。また、この配当金に利息（配当預り利率により計算）をつけて積み立てたものが積立配当金ですが、配当預り利率も経済情勢等により変動します。

■生命保険料控除について

お払い込みいただいた保険料は、生命保険料控除の対象となり、ご契約した年のみ生命保険料控除が受けられます。

■年齢の計算について

■被保険者の契約日における契約年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

■ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

募集代理店（信用金庫）からのお知らせ

●しんきんらいふ終身Fは、富国生命保険相互会社を引受保険会社とする保険契約であり、預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。

●しんきんらいふ終身Fへのご加入の可否が、募集代理店とお客さまとの他の取引に影響を与えることはありません。

●募集指針及び相談窓口については各募集代理店にご確認ください。

●募集代理店は、お客さまが「法令上定める保険募集制限先」※に該当するか否かについてご確認させていただき、該当する場合は原則として保険募集を行ないませんので予めご了承ください。

●募集代理店は、お客さまが募集代理店である信用金庫への資金の貸付の申込をされている間は、お客さま及びその関係者※に対して当保険商品の募集を行ないません。

※詳細は、募集代理店にご確認ください。

ご契約の際には、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報・その他特にご確認いただきたい事項）」「ご契約のしおり－定款・約款」をご確認ください。

「ご契約のしおり－定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり－定款・約款」記載事項の例

- ●お申込の撤回（クーリング・オフ）について
- ●健康状態等の告知義務について
- ●保険金等をお支払いできない場合について
- ●配当金について
- ●解約と払戻金について
- ●契約内容の変更等について

このパンフレットに記載の税務上のお取扱いは平成19年3月現在の税制によるもので、今後変更となる可能性があります。
実際のお取扱いにつきましては、税理士または所轄の国税局・税務署にご確認ください。

生命保険募集人について	生命保険募集人は、お客さまと当社（富国生命保険相互会社）の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからのお申込に対して当社が承諾したとき有効に成立します。

●担当者／代理店である生命保険募集人の権限等に関する照会先 左記の確認をご要望の場合には、最寄りの支社または下記照会先までご連絡ください。

富国生命保険相互会社 市場開発部
TEL：03（3593）7429　FAX：03（3593）8893
お問い合わせ時間：月～金　9:00～17:00（土日祝日等当社休業日を除く）

引受保険会社

富国生命保険相互会社
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2
TEL 03(3508)1101（大代表）
フコク生命のホームページ
http://www.fukoku-life.co.jp

募集代理店

㊫H-19-5（H19.4.2）

このパンフレットは地球の環境にやさしい再生紙を使用しています。